

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇告 示 飼料の試験の結果の概要(畜産課)

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了( )

◇公 告 平成九年度毒物劇物取扱者試験の実施(医務薬事課)

土地収用法による裁決手続の開始(管理課)

土地収用法による審理の開始( )

## 告 示

### 鳥取県告示第四百三十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、平成九年五月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成九年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製 造 年 月	試 験 の 結 果 の 概 要							備 考
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	水分 (%)	
境港市 松景精麦株式会社 山陰工場	境港市外江町3749 松景精麦株式会社 山陰工場	加熱圧べんとうもろこし(単体飼料)	平成9年5月	7.7	3.8	2.1	1.2	0.017	0.24	14.7	
		加熱圧べんとうもろこし(二種混合飼料)	〃	7.5	4.0	2.5	1.5	0.016	0.26	14.6	
下関市 林兼産業株式会社 飼料事業本部	境港市竹内団地57 株式会社ミシロ境 港支店	㊟ まるは印 配合飼料 エルマッシュ	〃	17.8	5.1	2.4	11.0	3.61	0.56	11.9	
倉敷市 西日本飼料株式会社	西伯郡名和町大字 名和990 名和運送有限会社 倉庫	日清印 肉牛用配合飼料 黒毛後期	〃	12.3	4.2	4.2	4.2	0.57	0.50	13.0	
		日清印 肉牛用配合飼料 すこぶる育成	平成9年4月	16.2	3.6	4.7	5.5	0.71	0.68	13.3	
三原市 日和産業株式会社 三原工場	西伯郡名和町大字 名和990 名和運送有限会社 倉庫	マルヒ印 とうもろこし・ 魚粉二種混合飼料	〃	9.2	4.0	1.7	1.7	0.14	0.32	14.0	
倉敷市 西日本飼料株式会社		日清印 子牛用人工乳 ニューカーフスターター	〃	18.2	3.7	3.4	4.7	0.75	0.51	12.3	
		日清印 肉牛用配合飼料 すこぶる後期	平成9年3月	11.5	3.3	2.9	3.9	0.55	0.47	12.6	

注1. 飼料の名称の欄に㊟は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す  
2. 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量を示す

鳥取県告示第四百三十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米子市熊党土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事業施行期間

変更なし

二 施行地区

変更する部分

米子市熊党字東南及び字西南の各一部

三 事務所の所在地

変更なし

四 設立認可の年月日

平成七年八月三十一日

五 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

六 公告の方法

事務所の掲示場及び施行地区に隣接する場所で理事長が指定する場所に掲示して行う。

七 変更認可の年月日

平成九年六月十三日

鳥取県告示第四百三十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年二月十九日 鳥取県指令都計三一二第十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市長砂町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡西伯町大字阿賀三六四一二

有限会社秦石油店

代表取締役 秦 敦敏

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成9年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成9年6月20日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

平成9年9月9日（火）午前10時から午後3時まで

2 試験の場所

鳥取市東一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験の方法

- (1) 試験は、筆記試験及び実地試験とする。
- (2) 筆記試験は、次に掲げる事項について行う。

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては同令別表第2に掲げる劇物に限る。以下同じ。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

- (3) 実地試験は、毒物及び劇物の識別及び取扱方法について行う。

5 受験願書の受付期間及び時間

平成9年6月23日（月）から同年7月14日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。（郵送の場合は、平成9年7月14日（月）までの消印のあるもの限り受け付ける。）

6 受験願書の提出先

住所地を管轄する保健所又は保健所支所（持参又は郵送によること。）

7 受験願書の添付書類

所定の受験願書に、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 履歴書（日本工業規格によるもの）

(2) 写真（申請前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横4センチメートルの大きさのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日に記載すること。）1枚

(3) 受験票

8 受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。  
なお、既納の手料は、還付しない。

9 その他

試験の詳細については、各保健所又は保健所支所に照会すること。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成9年6月20日

鳥取県収用委員会会長 田 中 篤 篤

1 起業者の名称

鳥取県

2 事業の種類

県道奥谷正蓮寺線改築工事及びこれに伴う一般国道29号一部改築工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した年月日

平成9年5月23日

4 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

(1) 収用しようとする土地

土		地				土 地 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人	
所 在 地 番	地 目	全筆の地積 (m <sup>2</sup> )		収用裁決手続の開始を決定した土地の地積 (m <sup>2</sup> )	氏 名	住 所	氏 名	住 所	
		土地登記簿上のもの	実 測						
鳥取市桜谷字 平田	249-1	田	542	545.05	田中太市	鳥取市桜谷97	鳥取信用金庫 代表者 代表理事 西村欣治	鳥取市栄町645	
鳥取市桜谷字 平田	249-2	田	344	366.18	田中太市	鳥取市桜谷97	鳥取信用金庫 代表者 代表理事 西村欣治	鳥取市栄町645	
鳥取市桜谷字 大政	264-1	田	479	479.96	朴 八寿	鳥取市川端五丁目220-2	な し		

(2) 使用しようとする土地

土		地				土 地 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人	
所 在 地 番	地 目	全筆の地積 (m <sup>2</sup> )		使用裁決手続の開始を決定した土地の地積 (m <sup>2</sup> )	氏 名	住 所	氏 名	住 所	
		土地登記簿上のもの	実 測						
鳥取市桜谷字 大政	264-1	田	479	479.96	朴 八寿	鳥取市川端五丁目220-2	な し		

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成9年6月20日

鳥取県収用委員会会長 田 中 篤 篤

1 期日

平成9年6月30日（月）午後2時

2 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第15会議室

3 件名

県道興谷正蓮寺線改築工事及びこれに伴う一般国道29号一部改築工事